



平成28年12月16日

各位

会社名 株式会社東理ホールディングス
(コード番号 5856 東証第2部)
代表者名 代表取締役社長 福村 康廣
問合せ先 取締役 萩原 隆一
(TEL. 03-5524-7851)

当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、以下のとおり、平成28年11月10日付で訴訟を提起され、訴状は平成28年12月15日に送達されましたのでお知らせいたします。

1. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

原告は、当社子会社である(株)ウィッツが運営しているウィッツ青山学園高等学校で行っていた体験型スクーリング(ユニバーサルスタジオジャパンでのつり銭の計算を「数学」、バスの中での洋画鑑賞を「英語」の履修扱いにすることなど)を実施したことによりスクーリングを再度実施しなければならなくなったこと及びそれに伴い新年度募集を停止せざるを得なくなったことなどは、(株)ウィッツの親会社である当社の内部統制システム構築義務違反、任務懈怠及び不法行為であるとして損害賠償を主張しており、当社に対して訴訟を提起したものであります。

2. 訴訟を提起した者の概要

名称又は氏名	所在地	代表者の役職・氏名
須田 正則	広島県福山市	—
株式会社ホームティーチャーサポート	北九州市小倉北区船場町2-10	代表取締役 永山 周太郎
秀志学館株式会社	香川県高松市亀井町8-11	代表取締役 明石 光央
株式会社教育支援システム	兵庫県加東市社1487-2	代表取締役 臼井 欣之
株式会社WIN&WIN	さいたま市浦和区北浦和1-2-18	代表取締役 古田 修一
安藤 俊喜	愛知県知多郡武豊町	—
株式会社H.T.Sホームティーチャーサポート	広島市東区若草町10-11	代表取締役 黒木 雄大
有限会社HTサポート	島根県松江市菅田町180	代表取締役 恒松 徹
山下 さち	愛媛県松山市	—
丹羽 豊	京都市南区	—
谷 昇	大阪府泉佐野市	—

3. 訴訟の内容及び請求金額

- (1) 訴訟の内容 損害賠償請求
(2) 訴訟金額 7億6961万3295円

4. 今後の見通し

当社としましては、体験型スクーリングについてはウィッツ青山高等学校設立当初から伊賀市の要請に基づき行われたもので、平成26年5月頃伊賀市より体験型スクーリングから授業型スクーリングに変更要請があり、それを受けて全キャンパスに授業型スクーリングに変更する旨の通知を出したところ、1つのキャンパスを除き今回訴えてきたキャンパスを含む残りの全てのキャンパスは授業型スクーリングは実施できないと断固主張してきたため、当社としては体験型スクーリングと授業型スクーリングの選択制をやむなく採用せざるを得ませんでした。尚、1つのキャンパスは授業型スクーリングを採用し他のキャンパスは体験型スクーリングを採用しました。今回問題になった体験型スクーリングは、キャンパス側の強い主張のもと、仕方なく行ってきたものであります。原告は全て体験型スクーリングを採用しており、体験型スクーリングを行ったのは、原告そのもので、当社は授業型スクーリングをお願いして拒否されており、原告の主張は間違いであります。また、体験型スクーリングを行ったことにより平成28年度の新年度募集が停止されたことについては、平成28年1月頃に伊賀市から平成28年度の新年度募集が出来ないとのお知らせがあり、原則では他の通信制高等学校と業務提携することは禁止されておりますが、全てのキャンパスに対してウィッツ青山学園以外の通信制の高等学校と業務提携を行い平成28年度の新年度募集を他の通信制の高等学校の名前で行って良いと通知を出し、多くのキャンパスは他の通信制の高等学校と業務提携を行っております。よって、原告の主張は全く的を得ていないと考えております。

当社の内部統制システム構築義務違反、任務懈怠及び不法行為につきましては、学校は全て学校裁量の権限で運営されることになっておりますので、全て学校に任せなければならないというのが原理原則なので当社が運営に関与することはできません。よって、原告の主張はこれもまた的を得ていないと考えております。尚、当社は一切、内部統制システム構築義務違反、任務懈怠及び不法行為は行っておりません。

今後、訴状の内容を精査し反論を行い適切に対応してまいります。

なお、業績に与える影響は現在精査中であり、必要に応じて開示いたします。

以上